

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
施設機械工事等共通仕様書（農政部） 平成 2 6 年 5 月 7 日 事調第 1 9 3 号 農政部長から各（総合）振興局長あて 一部改正 令和 8 年（2026 年）10 月 1 日 事調第 864 号	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省） 平成 2 6 年 3 月 2 8 日 25 農振第 2283 号 農村振興局長から各地方農政局あて 一部改正 令和 8 年 3 月 26 日 7 農振第 3050 号	※読替対照表の変更箇所は朱書で記載
図書表紙 図書名称：施設機械工事等共通仕様書 監 修：農林水産省農村振興局整備部設計課	図書表紙 図書名称：施設機械工事等共通仕様書 監 修：農林水産省農村振興局整備部設計課	
制定通知文書 本通知文 施設機械工事等共通仕様書の制定について（平成 2 6 年 5 月 7 日付け事調第 1 9 3 号）	制定通知文書 本通知文 （ 略 ）	
第 1 章 総則 第 1 節 総則	第 1 章 総則 第 1 節 総則 （ 略 ）	[適用除外] [適用除外]
第 1 章総則は農業土木工事共通仕様書「第 1 章総則 第 1 節総則」に準じる。 この場合において記述を以下のとおり読み替える。 ・「農業土木工事共通仕様書」は「施設機械工事等共通仕様書」 ・「農業土木工事施工管理基準」は「施設機械工事等施工管理基準」 ・「北海道農政部が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、管更生工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、畑かん施設工事、その他土木工事（１），（２）、フィルダム工事、海岸工事及びこれらに類する工事」は「北海道農政部が所管する用排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、水管橋設備、ダム管理設備、鋼製付属設備及び電気通信設備の工事」 以下の規定を削除する。 第 1 節 1－1－6 施工計画書 第 1 節 1－1－24 数量の算出 以下の規定を追加する。 1－1－1 適用 7 受注者は、本体工事着手前に設計図書に基づき、実施仕様書、計算書及び工事に必要な詳細図を作成し、監督職員にこれらの承諾を受けなければならない。 1－1－2 用語の定義 13-1 「実施仕様書とは、設計図書に基づき、受注者が使用を明確にするために作成する書面をいう。 13-2 「計算書」とは、設計図書に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量の計算書をいう。 13-3 「詳細図等」とは、設計図書に基づき、受注者が作成する政策及び据付上必要となる図面をいう。 13-4 「完成図書」とは、工事完成時に納品する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。 なお、完成図書は、「施設機械工事完成図書等作成要領」に基づき作成するものとする。 13-5 「施工図」とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組み合わせ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。 なお、施工図は、「施設機械工事完成図書等作成要領」に基づき作成するものとする。 44 「承諾図書」とは、受注者が設計図書に示す仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。 承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督職員と受注者が書面により、着手後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。	「農業土木工事共通仕様書」第 1 章総則第 1 節総則によるため適用除外。	

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
45 「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。 46 「納品」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。 47 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。 48 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また。施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 49 「工事帳票」とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定形の資料をいう。 50 「工事書類」とは、工事写真及び工事帳票をいう。 51 「契約関係書類」とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。 52 「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。 53 「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。 54 「工事完了」とは、設計図書に示されたすべての工事が完了していることをいう。 55 「工事完成」とは、設計図書に示されたすべての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料がすべて監督職員に提出されていることをいう。 1－1－5－1 提出図書 受注者は次の図書を監督職員に提出しなければならない。 1. 工事着手前に提出するもの。 施工計画書 2. 工事着手前に提出し承諾を受けるもの。 （1）承諾図書 （2）その他特別仕様書に記載したもの 3. 工事進捗にあわせて提出するもの。 （1）施工管理記録書 （2）その他特別仕様書に記載したもの 4. 工事完成時に提出するもの。 （1）完成図書 （2）施工図 （3）工事写真 （4）施工管理記録 （5）その他特別仕様書に記載したもの 1－1－6 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、受注者は簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することが出来る。 （1）工事概要 （2）計画工程表 （3）工場及び現場組織表（品質管理組織表を含む） （4）指定機械 （5）施工要領 ①製作要領 ②溶接要領 ③塗装要領 ④輸送要領 ⑤主要資材 ⑥据付要領（主要機械、仮設備計画、施設操作手順、工事用地等を含む） ⑦確認・検査要領 （6）施工管理計画（出来高、品質、写真等） （7）安全管理（工場、現場）		

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
（８）緊急時の体制及び対応（施設誤操作時の対応を含む） （９）交通管理 （１０）環境対策 （１１）現場作業環境の整備 （１２）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （１３）その他 ２．変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。 ３．詳細施工計画書 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 １－１－６－１ 承諾図書 １．承諾図書の提出 受注者は、設計図書記載の所定の期間内又は監督職員と協議して定めた期間内に承諾図書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 ただし、承諾図書の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分について発注者と協議するものとする。 ２．受注者の責務 承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着手をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。 ３．提出する承諾図書 受注者が提出する承諾図書の内容は以下のとおりとする。 なお、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、これに従うものとする。 （１）実施仕様書 ①工事概要 ②設計条件 ③実施仕様 ア．詳細仕様 イ．使用材料 ウ．構造説明 エ．その他必要なもの （２）計算書 ①設計計算書 ②計算根拠 ③数量計算書（質量、延長、塗装面積等） ただし、施工数量の承諾及び協議に必要な場合にのみ提出する。 ④その他必要なもの （３）詳細図等 ①全体図 ②平面図 ③断面図 ④詳細図 ⑤制御フロー図 ⑥単線結線図 ⑦その他必要なもの （４）その他 １－１－６－２ 完成図書及び施工図 １．完成図書及び施工図 受注者は、工事完成時に、受注者の費用負担により完成図書及び施工図を「施設機械工事完成図書等作成要領」又は「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」又は「工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編」により作成し、監督職員に提出しなければならない。 ２．施工図の追加および修正 受注者は、設備の改造、機器更新等を施工し、既存の施工図の内容と相違が生じる部分が発生した場合、施工図の内容の追加及び修正を受注者の費用負担により実施する。		

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
1－1－6－3 管理記録の整理 受注者は、実施した工事（新設、改造を含む）の施工内容等について維持管理に必要な設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。 なお、設備管理記録の様式については別途監督職員に指示による。 1－1－7－1 承諾図書の不承諾に伴う結果 1－1－5－1に従い提出された受注者の承諾図書が監督職員により不承諾となった場合は、直ちに監督職員と協議したうえで必要事項を修正し、再提出するものとする。 1－1－7－2 承諾済みの承諾図書 契約書第 15 条 7 項、第 17 条 1 項、第 18 条 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条 1 項及び第 43 条 2 項の規定を除き、承諾済みの承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。 1－1－7－3 受注者による発注者の図面の使用 発注者又は監督職員から受注者の提出・提示された設計図書及び資料の内容については、発注者が所有権を有するものとする。 受注者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製または第三者に開示してはならない。 1－1－7－4 承諾図書の誤謬 1 受注者は発注者又は監督職員からの図面、仕様書又はその他書面による資料の誤り以外、受注者が提出した承諾図書のいかなる誤謬若しくは脱漏に対して責任を負うものとする。 2 受注者は、承諾図書及びその他資料の提供遅延、受注者の責任となる誤謬及び脱漏の結果に伴い招いた損害を補てんするいかなる費用をも負担するものとする。 3 監督職員が 1－1－5－1 により行う承諾図書の承諾は、受注者が行う責任設計を発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（契約不適合責任等）が免責又は軽減されるものではない。 1－1－7－5 発注者の誤謬 発注者は、発注者又は監督職員により提供された発注者の図面、その他文書による資料及び設計変更の指示事項に対して責任を負うものとする。 また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、設計変更が必要となる場合、契約書に基づき請負金額の変更を行うものとする。 1－1－7－6 数量の算出 1. 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量等を実施しなければならない。なお、出来形測量及び数量の算出等は受注者の負担により行うものとする。 2. 出来形数量の根拠 受注者は、設計図書又は監督職員が承諾した受注者の提出図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。 出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「施設機械工事等施工管理基準」又は設計図書に定める規格値を満足していれば、出来形数量を設計数量とする。 設計数量とは、設計図書に基づき算出された数量をいう。 1－1－1 1－1 主任技術者等の資格 土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。 （1）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工、一級の土木施工管理、管工事では一級管工事施工管理、電気一式工事では一級電気工事施工管理、建築一式工事では一級建築施工管理に合格した者 （2）建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）、管工事では管工事施工管理、電気一式工事では電気工事施工管理、建築一式工事では一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者 （3）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）に合格した者 1－1－1 8－1 規格値 品質及び出来形の規格値は、共通仕様書及び設計図書に定めるもののほか、施設機械工事等施工管理基準によるものとする。		

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
1－1－3 6－1 0 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。 第 1 編共通編 第 2 章機器及び材料から施設機械工事完成図書等作成要領までは、農林水産省「施設機械工事等共通仕様書」に準じる。 この場合において記述を以下のとおり読み替える。 ・「特別仕様書」は、「特記仕様書」 ・「監督職員」は、「工事監督員」 ・「検査職員」は、「検査員」 第 2 章 機器及び材料 第 1 節 通則 （ 略 ） 以下の規定を追加する。 2－1－1－1 品 質 農業土木工事共通仕様書「第 2 章 材料仕様書 第 2 節 品質 2－2－1 工事材料の品質」に準じる。 第 3 章 共通施工 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 製作 （ 略 ） 第 3 節 溶接 （ 略 ） 第 4 節 ボルト接合等 （ 略 ） 第 5 節 塗装 （ 略 ） 第 6 節 防食 （ 略 ） 第 7 節 輸送 （ 略 ） 第 8 節 据付 （ 略 ） 3－8－3 据 付 1．据付基準点 受注者は、据付基準点を設置する場合は、<u>北海道公共測量作業規定</u>に基づき設置するものとし、基準となる測量基準点は、設計図書又は監督職員の指示により決定するとともに、位置等について監督職員の立ち会いのもと確認しなければならない。 なお、据付基準点とは、受注者が設置する設備を据付するために設置する基準点をいう。 （ 略 ）	第 2 章 機器及び材料 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 3 章 共通施工 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 製作 （ 略 ） 第 3 節 溶接 （ 略 ） 第 4 節 ボルト接合等 （ 略 ） 第 5 節 塗装 （ 略 ） 第 6 節 防食 （ 略 ） 第 7 節 輸送 （ 略 ） 第 8 節 据付 （ 略 ） 3－8－3 据 付 1．据付基準点 受注者は、据付基準点を設置する場合は、<u>測量作業規定（農林水産省）</u>に基づき設置するものとし、基準となる測量基準点は、設計図書又は監督職員の指示により決定するとともに、位置等について監督職員の立ち会いのもと確認しなければならない。 なお、据付基準点とは、受注者が設置する設備を据付するために設置する基準点をいう。 （ 略 ）	農林水産省「施設機械工事等共通仕様書」に準じる。

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
第 9 節 配管 （ 略 ） 第 10 節 電気配線 （ 略 ） 第 11 節 計測装置 （ 略 ） 第 12 節 仮設工 （ 略 ） 第 13 節 付帯土木工事 （ 略 ） 3－1 3－2 その他 その他土木工事については、 <u>農業土木工事共通仕様書</u> による。 第 4 章 水門設備 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 扉体及び戸当り （ 略 ） 第 3 節 開閉装置 （ 略 ） 第 4 節 放流管 （ 略 ） 第 5 節 小容量放流設備用ゲート・バルブ （ 略 ） 第 6 節 付属設備 （ 略 ） 第 7 節 操作制御設備及び電源設備 （ 略 ） 第 5 章 ゴム引布製起伏堰設備 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 袋体等 （ 略 ） 第 3 節 操作設備 （ 略 ） 第 6 章 用排水ポンプ設備 第 1 節 通則 （ 略 ）	第 9 節 配管 （ 略 ） 第 10 節 電気配線 （ 略 ） 第 11 節 計測装置 （ 略 ） 第 12 節 仮設工 （ 略 ） 第 13 節 付帯土木工事 （ 略 ） 3－1 3－2 その他 その他土木工事については、 <u>土木工事共通仕様書</u> による。 第 4 章 水門設備 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 扉体及び戸当り （ 略 ） 第 3 節 開閉装置 （ 略 ） 第 4 節 放流管 （ 略 ） 第 5 節 小容量放流設備用ゲート・バルブ （ 略 ） 第 6 節 付属設備 （ 略 ） 第 7 節 操作制御設備及び電源設備 （ 略 ） 第 5 章 ゴム引布製起伏堰設備 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 袋体等 （ 略 ） 第 3 節 操作設備 （ 略 ） 第 6 章 用排水ポンプ設備 第 1 節 通則 （ 略 ）	農林水産省「施設機械工事等共通仕様書」に準じる。

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
第 2 節 主ポンプ （ 略 ） 第 3 節 吸吐出管 （ 略 ） 第 4 節 主配管用弁類 （ 略 ） 第 5 節 主ポンプ用原動機 （ 略 ） 第 6 節 動力伝達装置 （ 略 ） 第 7 節 減速機 （ 略 ） 第 8 節 系統機器設備 （ 略 ） 第 9 節 監視操作制御設備及び電源設備 （ 略 ） 第 10 節 角落し （ 略 ） 第 11 節 天井クレーン （ 略 ） 第 12 節 据付 （ 略 ） 第 7 章 除塵設備 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 除塵機 （ 略 ） 第 3 節 搬送設備 （ 略 ） 第 4 節 貯留設備 （ 略 ） 第 5 節 据付 （ 略 ） 第 8 章 ダム管理設備	第 2 節 主ポンプ （ 略 ） 第 3 節 吸吐出管 （ 略 ） 第 4 節 主配管用弁類 （ 略 ） 第 5 節 主ポンプ用原動機 （ 略 ） 第 6 節 動力伝達装置 （ 略 ） 第 7 節 減速機 （ 略 ） 第 8 節 系統機器設備 （ 略 ） 第 9 節 監視操作制御設備及び電源設備 （ 略 ） 第 10 節 角落し （ 略 ） 第 11 節 天井クレーン （ 略 ） 第 12 節 据付 （ 略 ） 第 7 章 除塵設備 第 1 節 通則 （ 略 ） 第 2 節 除塵機 （ 略 ） 第 3 節 搬送設備 （ 略 ） 第 4 節 貯留設備 （ 略 ） 第 5 節 据付 （ 略 ） 第 8 章 ダム管理設備	農林水産省「施設機械工事等共通仕様書」に準じる。

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
第 1 節 通則 （ 略 ）	第 1 節 通則 （ 略 ）	
第 2 節 昇降設備 （ 略 ）	第 2 節 昇降設備 （ 略 ）	
第 3 節 係船設備 （ 略 ）	第 3 節 係船設備 （ 略 ）	
第 4 節 堤内排水設備 （ 略 ）	第 4 節 堤内排水設備 （ 略 ）	
第 5 節 流木止設備 （ 略 ）	第 5 節 流木止設備 （ 略 ）	
第 6 節 水質保全設備 （ 略 ）	第 6 節 水質保全設備 （ 略 ）	
第 7 節 操作制御設備 （ 略 ）	第 7 節 操作制御設備 （ 略 ）	
第 9 章 鋼製付属設備	第 9 章 鋼製付属設備	
第 1 節 通則 （ 略 ）	第 1 節 通則 （ 略 ）	
第 2 節 鋼製付属設備 （ 略 ）	第 2 節 鋼製付属設備 （ 略 ）	
第 1 0 章 鋼橋上部工 [削除]	第 1 0 章 <u>鋼橋上部工</u>	鋼 橋 上 部 工 は 「農業土木工事 共通仕様書」第 1 0 章鋼橋上部 仕様書による。
第 1 節 通則 （ 削除 ）	第 1 節 <u>通則</u> （ 略 ）	
第 2 節 鋼橋製作 （ 削除 ）	第 2 節 <u>鋼橋製作</u> （ 略 ）	
第 3 節 鋼橋付属物製作 （ 削除 ）	第 3 節 <u>鋼橋付属物製作</u> （ 略 ）	
第 4 節 工場製品輸送工 （ 削除 ）	第 4 節 <u>工場製品輸送工</u> （ 略 ）	
第 5 節 鋼橋架設工 （ 削除 ）	第 5 節 <u>鋼橋架設工</u> （ 略 ）	
第 6 節 鋼橋現場塗装工 （ 削除 ）	第 6 節 <u>鋼橋現場塗装工</u> （ 略 ）	
第 7 節 床版工 （ 削除 ）	第 7 節 <u>床版工</u> （ 略 ）	

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
第 8 節 支承工 （ 削除 ）	第 8 節 <u>支承工</u> （ 略 ）	農林水産省「施設機械工事等共通仕様書」に準じる。
第 9 節 鋼橋付属物架設工 （ 削除 ）	第 9 節 <u>鋼橋付属物架設工</u> （ 略 ）	
第 1 1 章 水管橋上部工 第 1 節 通則 （ 略 ）	第 1 1 章 水管橋上部工 第 1 節 通則 （ 略 ）	
第 2 節 水管橋製作 （ 略 ）	第 2 節 水管橋製作 （ 略 ）	
第 3 節 水管橋架設 （ 略 ）	第 3 節 水管橋架設 （ 略 ）	
第 4 節 水管橋現場塗装 （ 略 ）	第 4 節 水管橋現場塗装 （ 略 ）	
第 5 節 水管橋用歩廊等 （ 略 ）	第 5 節 水管橋用歩廊等 （ 略 ）	
第 6 節 水管橋付属物工 （ 略 ）	第 6 節 水管橋付属物工 （ 略 ）	
第 1 2 章 電気設備 第 1 節 通則 （ 略 ）	第 1 2 章 電気設備 第 1 節 通則 （ 略 ）	
1 2－1－2 一般事項 1．技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めない事項については、 <u>1－1－3 8</u> 諸法令の遵守の規定によるほか、次の基準等に準拠するものとする。 （ 略 ）	1 2－1－2 一般事項 1．技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めない事項については、 <u>1－1－4 6</u> 諸法令の遵守の規定によるほか、次の基準等に準拠するものとする。 （ 略 ）	
第 2 節 構造一般 （ 略 ）	第 2 節 構造一般 （ 略 ）	
第 3 節 高圧設備 （ 略 ）	第 3 節 高圧設備 （ 略 ）	
第 4 節 低圧設備 （ 略 ）	第 4 節 低圧設備 （ 略 ）	
第 5 節 発電設備 （ 略 ）	第 5 節 発電設備 （ 略 ）	
第 6 節 予備品、工具等 （ 略 ）	第 6 節 予備品、工具等 （ 略 ）	

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
第7節 据付 （略） 第13章 水管理制御設備 第1節 通則 （略） 13-1-2 一般事項 1. 機器構造等（略） 2. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>1-1-38</u>諸法令の遵守の規定によるほか、次の基準等に準拠するものとする。 （略） 第2節 情報処理設備 （略） 第3節 監視操作設備 （略） 第4節 情報伝送設備 （略） 第5節 雨水テレメータ装置及び放流警報設備 （略） 第6節 無線設備 （略） 第7節 CCTV 設備 （略） 第8節 電源設備 （略） 第9節 計測設備 （略） 第10節 据付 （略） 施設機械工事完成図書等作成要領 第1条 適用 1. この要領は、北海道農政部が発注する水門設備、用排水ポンプ設備、除塵設備、ダム管理設備、【削除】水管橋設備、鋼製付属設備、塗装、電気通信設備等の施設機械工事の完成図書及び施工図（以下「完成図書等」という。）について規定する。 2. 【削除】 2. （略）	第7節 据付 （略） 第13章 水管理制御設備 第1節 通則 （略） 13-1-2 一般事項 1. 機器構造等（略） 2. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>1-1-46</u>諸法令の遵守の規定によるほか、次の基準等に準拠するものとする。 （略） 第2節 情報処理設備 （略） 第3節 監視操作設備 （略） 第4節 情報伝送設備 （略） 第5節 雨水テレメータ装置及び放流警報設備 （略） 第6節 無線設備 （略） 第7節 CCTV 設備 （略） 第8節 電源設備 （略） 第9節 計測設備 （略） 第10節 据付 （略） 施設機械工事完成図書等作成要領 第1条 適用 1. この要領は、農林水産省地方農政局が発注する水門設備、用排水ポンプ設備、除塵設備、ダム管理設備、鋼橋設備、水管橋設備、鋼製付属設備、塗装、電気通信設備等の施設機械工事の完成図書及び施工図（以下「完成図書等」という。）について規定する。 2. （略） 3. （略）	農林水産省「施設機械工事等共通仕様書」に準じる。

施設機械工事等共通仕様書読替対照表

施設機械工事等共通仕様書（農政部）	施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）	備考
第2条 完成図書等の内容 （ 略 ） 第3条 完成図書等の提出 （ 略 ） 第4条 完成図書等の作成 （ 略 ） 第5条 修繕工事等の取扱い （ 略 ）	第2条 完成図書等の内容 （ 略 ） 第3条 完成図書等の提出 （ 略 ） 第4条 完成図書等の作成 （ 略 ） 第5条 修繕工事等の取扱い （ 略 ）	